

# 社会保険労務士 丸山事務所 通信

本事務所通信は事務所の顧客さま、名刺交換をさせていただいた方、FAX番号を教えた会社へお送りしております。不要の方はお手数ですがメール、FAX、電話等でその旨をご連絡下さいますようお願い申し上げます。

## 定額残業手当

定額残業手当制度は直ちに違法とはなりません  
が、運用の方法によってはトラブルになる例が  
あります。今回は、定額残業手当のメリット、デ  
メリットおよび裁判例を紹介します。

### 定額残業手当とは

固定残業手当とも言われます。毎月の給料に残  
業時間の長短に係らず定めた時間分の残業手当相  
当額を上乗せして支払う仕組みです。もし、定め  
た時間を超えて残業が行われたときは、当然に超  
えた時間分の残業手当を支払うことになります。

### メリット

定額残業手当のメリットとして、①事務の簡素  
化、②生活の安定化が考えられます。

①事務の簡素化：実際の残業時間が定めた時間  
以内であれば、支払い総額が毎月同じとなり、給  
与の計算及び振込事務の簡素化が図れます。

②生活の安定化：残業時間が少ないときでも給  
与額が保障されるために、社員の生活の安定化が  
図れます。

### デメリット

定額残業手当のデメリットとして、①事務の複  
雑化、②モチベーションの低下が考えられます。

①事務の複雑化：定めた時間を超えて残業があ  
ったときは、メリットであった事務の簡素化とは  
逆に事務が複雑化します。特に、定額残業手当が  
所定休日労働、法定休日労働分までもカバーして  
いると、事務はさら複雑化し、かつ矛盾も生じま  
すが、本稿では詳細は省略します。

②モチベーションの低下：「今月は忙しかった、  
でも頑張った」、としても手にした給料がいつもと  
同じであったとなると、社員のモチベーションを

下げることになりかねません。

### 労働基準法との関係

労働基準法では、一日8時間、週40時間を超  
えて労働させることを原則禁止しています。また、  
残業に関する協定、いわゆる36協定を締結する  
に際しては一般的な業種での月の残業時間は45  
時間を限度とする国の基準が存在します。定額残  
業手当を含んだ雇用契約と労働基準法の関係およ  
び国の定めた限度基準時間との関係があり、定額  
残業手当が無条件で認められるとは限りません。

### 裁判例

定額残業手当をめぐるのは、裁判所が残業手当  
として認めなかった例が多々あります。

①残業手当額、残業時間の不明確な例：定額残  
業手当が単に基本給、役割給に含まれているとし  
ていた例では、額および時間が明確でないとして、  
改めて残業手当の支払いを命じています。

②長時間の残業を前提とした例：基本給224,  
800円、職務手当154,400円で職務手当  
には残業手当95時間分であるとした例では、裁  
判所は45時間を超えた部分を固定残業手当とし  
て認めず、改めて残業手当を支払うよう命じてい  
ます。

### 制度の改廃

定額残業手当制度は、業種、業態、その他によ  
りメリット、デメリットが異なります。この制度  
が残業手当の未払いに繋がるようであれば直ちに  
廃止しなければなりません。また、社員のモチベ  
ーションを下げたり、長時間の残業を誘導したり  
するようであれば、改廃を含めて検討すること  
をお勧めします。

## 就業規則の定期的な見直し

就業規則の不備が思わぬトラブルに発展するこ  
とがあります。また、意に反して残業代が未払いと判  
断され、労働基準監督署の行政指導や、裁判所の支  
払い命令を受けることにも繋がります。

就業規則の定期的な見直しをお勧めします。

## 社会保険労務士 丸山事務所

〒330-0852

埼玉県さいたま市大宮区大成町 1-515

所長 : 丸山 峰雄 (特定社会保険労務士)

Tel・Fax : 048-637-4387

e-Mail : info@office-maruyama.jp

ホームページ : http://www.office-maruyama.jp